

日発健公告 28-18
2016年11月10日

日本発条健康保険組合
理事長 嘉戸 廣之

組合規約変更の件

組合規約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
<p>(予備費の用途) 第 60 条 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 還付金</u> <u>(2) 介護納付金</u></p>	<p>(予備費の用途) 第 60 条 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、<u>介護納付金とする。</u></p>
<p>附 則 (施行期日) <u>この規約は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) この規約は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。</p>